

●香川県告示第239号

令和3年度の香川県一般会計の予算補正について、次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年5月28日専決処分した。

令和3年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

令和3年度香川県一般会計補正予算

令和3年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,253,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,555,248千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 65,406,394	千円 2,253,000	千円 67,659,394
	2 国庫補助金	40,475,747	2,253,000	42,728,747
歳入合計		486,302,248	2,253,000	488,555,248

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		千円 60,675,174	千円 2,253,000	千円 62,928,174
	1 商工業費	56,920,728	2,253,000	59,173,728
歳出合計		486,302,248	2,253,000	488,555,248